

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

生保利用した相続税の節税

Q：相続税の対策に生命保険を活用するとよいそうですが、具体的に教えてください。

A：相続対策として生命保険を活用法として次のような方法があります。

(1)非課税枠の活用

生命保険金のうち500万円×法定相続人の数に相当する金額は、相続税の計算上非課税となります。

(2)代償分割の財源として

相続財産が自社株や不動産といった分割しにくい財産のみの場合、分割が困難な場合があります。このような場合、生命保険金が代償分割の財源となるので、遺産分割や事業承継がスムーズになります。

(3)生前贈与の活用

子に金銭を贈与し、子は贈与を受けた金銭を保険料に充当します。契約者が子、被保険者が父である保険契約を結んでおくと、生命保険金は所得税の対象とはなりませんが、一時所得扱いのため、課税所得は少なくてすみます。また、親の財産の圧縮ができます。

(4)会社で保険に加入

保険料が損金となる保険であれば、会社の節税にもなります。相続の時は退職金や弔慰金の支給原資となります。

